

幸福の科学学園 大学設置は「不認可」

文科省への“認可強要”で 最長5年間不認可の罰則も決定

「(学園の不正行為は)大学設置認可制度の根幹に関わる問題であり、誠に遺憾」

2015年春に千葉県長生村で開学予定とされていた幸福の科学大学について、2014年10月29日に文部科学省の諮問機関である大学設置・学校法人審議会より「幸福の科学大学の設置は不可」という答申がなされ、同31日に下村博文・文部科学大臣による学園への通知がなされました。決定には罰則も含まれており、下村大臣はその理由について、学園が霊言(霊言本)を用いたり、事務相談の場において文科省職員や審議会の委員に対して「脅しと感ぜさせるような発言」を行っていた事に具体的に触れ、それらを“認可強要”を意図する不正な行為と判断したと説明しました。

文科省、『科学的合理性が立証できていない
「霊言(霊言集)」を大学教育の根底に据えることは
学校教育法に定める大学の目的を達成できない

文科省HPに掲載された大学設置審議会の答申によれば、申請された幸福の科学大学の教育の根底には大川隆法氏の著作があることに触れた上で、**学校教育法と大学設置基準に示された「大学の目的」と「体系的な教育課程の編成」等の要件を満たさないことを理由に「設置不可」と**されました。注目すべきは「**霊言(霊言集)**」の科学的合理性の立証に関する記述が、答申の大半を占めていたことです。

審議会答申“幸福の科学大学を「不可」とする理由”より

大川隆法氏の著作が、本学の教育において重要な位置づけを占め、その根底となっていることが明らかとなった。これらの著作物では、大川隆法氏の基本的な思想を証明するためにいわゆる「**霊言(霊言集)**」を科学的根拠として取り扱う旨の記述がなされている。(～中略～)

「**霊言(霊言集)**」については、新聞に全面広告として掲載されたという事実により「妄想や虚言、詐欺などと思われぬだけの社会的信用がある」としているが、新聞広告にそのような機能はなく、また、一方的に多くの「**霊言(霊言集)**」を刊行することだけでは、「**霊言(霊言集)**」の科学的合理性を証明する根拠とは認められない

(<http://www.mext.go.jp/> 文科省HP “平成27年度開設予定の大学の設置等に係る答申について”より)

振り返れば、出版した「**霊言**」本を幸福の科学学園の中学・高校生の教材として使用することについての疑問は兼ねてから指摘されており、2012年10月仰木の里学区自治連合会とまち連代表とで行った文科省への面談において、仰木の里側からの質問項目にもあった問題点です。今回の答申は、普通教育の目標達成要件を示した学校教育法第二十一条を満たさない可能性をも示唆しています。

不認可決定後の11月7日、幸福の科学グループから不認可に反論する「**霊言**」本も発売されましたが、学校法人としてもこの“反論”に追従する考えなのでしょうか。同日には文科省への異議申し立てが行われましたが、今後も議論を呼びそうです。

まち連だより



10・11月 特別号

<<下村文部科学大臣による定例会見での説明全文 2014.10.31>>

今回の幸福の科学大学の設置認可申請については、大学設置学校法人審議会において専門的な観点から審査が行われた結果、教育内容の根底となる部分に学問性が認められず、学校教育法が定める大学の目的等の要件を満たしていないとの判断がなされたものと受け止めております。

また審議会委員に対して認可の強要を意図するような不適切な行為が行われたこととの報告があり、さらに文部科学省に対しても霊言本の中で脅しと思われるような表現があったり、事務相談において職員に対して脅しのような発言がなされたりするなど、認可の可否の判断にあたって心的圧力を掛けるような不正の行為が行われたところであります。これらの行為は設置認可制度の根幹に関わる問題であり、誠に遺憾であります。

文部科学省としては審議会の答申および不正の行為が行われていたことを踏まえ、本日31日付けで不認可を通知する予定であります。



文科省への認可強要で 仰木の里住民の不安・不信は増大

今回の不認可決定で注目すべきは、中学校と高等学校を設置する学校法人が、このような行為を行ったことです。仰木の里に開校した関西校を巡っては、中高層説明会で宗教法人の幹部が、住民席から住民の意に反する意見を述べるヤラセ行為を行ったり、学園用地の地盤の安全性に対する住民からの疑問や、大津市長からの都市計画法上の開発行為該当可能性への指摘等に全く耳を傾けず、完成まで工事を強行する等の行為が、公然と行われた経緯がありました。

文科省職員が事務相談の際に、学園関係者から脅しと取れる行為を受けていたことが明らかになりましたが、このような学校法人に対して仰木の里の住民からは、「本当に話し合いが成り立つ相手なのか」「地域連携が本当に改善できるのか」という不安や疑問の声が上がっています。学校法人・幸福の科学学園による今回の行為は、公教育を担う教育事業者としての資質を問われるものと言わざるを得ません。

文科省は、校舎完成間近でも不認可 改めて問われる 滋賀県の学校管理

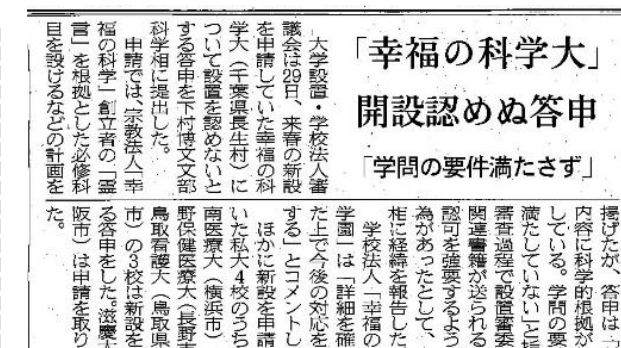
今回の文部科学省の不認可決定は、設置認可制度の根幹を揺るがすおそれのある学校法人の行為に毅然と対応し、法に基づく教育内容等の審査が適正に行われた結果であると、高く評価できます。校舎建築が進んでいることが認可の審査に何ら影響を与えるものではないことも示されました。振り返れば、幸福の科学学園・関西校の認可を審査した私学審議会の議事録には「建物が建ってからNOと言えるのか」「過去に申請書を受理しながら審議会が不認可とした例があるのか」等の審議委員の発言が記されており、その違いを強く感じます。様々な危惧によって、審議会の議論が委縮することが仮にあったとすれば、残念でなりません。

一方で、今回の文科省での審査の結果、学校教育法への抵触を指摘された訳ですが、その学校法人が運営する関西校において、学校運営が本当に適切に行われているのかという疑問も持たざるを得ません。私立学校には、多額の県税が補助金として交付され運営が成り立っています。認可に関わった滋賀県と滋賀県私学審議会、さらには関西校が属する滋賀県私学連合会による継続的なチェックが必要であると感じさせられた文科省の決定でした。

幸福の科学大学「不認可」のニュースは全国で報道



京都新聞(2014/10/30)



日本経済新聞(2014/10/30)

[千葉日報] 住民「不認可は当然」学校法人は困惑 長生村の幸福の科学大学設置・学校法人審議会が、来春開学を目指す幸福の科学大(長生村)を不認可とするよう文部科学相に答申したのを受け、地元では30日、「不認可は当然」と話す住民の一方、新設申請していた学校法人関係者からは「建物の工事は8割完成している。施設の使用方法を検討したい」と困惑する声も上がった。

(以上、<http://www.chibanippo.co.jp/news/local/222358>より冒頭部引用)

関連報道のタイトル及び日付

「幸福の科学大学」の設置認めない答申	NHK	2014/10/29
「幸福の科学大学」認めない…文科省審議会答申	読売新聞	2014/10/29
幸福の科学大は「不可」	朝日新聞	2014/10/30
大川隆法氏の著作送付「認可制度の根幹にかかわり遺憾」下村文科相、幸福の科学大学めぐり	産経新聞	2014/10/31
不正行為あった…「幸福の科学大学」を不認可	読売新聞	2014/10/31

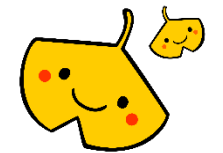
学習会のお知らせ

日時：2014年11月16日(日) 14:00-17:00

会場：仰木の里支所2階 会議室

内容：学園建築裁判の経過報告・幸福の科学大学の不認可について

★仰木の里学区外にお住いの方のご来場はご遠慮願います。



まち連顧問弁護士による法律相談

申込み窓口：京都第一法律事務所 電話(フリーダイヤル):0120-454-489

※仰木の里住民である旨をお伝え頂く事で初回無料で法律相談を受けられます。

相談内容についてのプライバシーは厳守されます。